

令和5年 第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）
会 議 録

2月27日 開会

2月27日 閉会

令和5年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2月27日（月曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第25号

令和5年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月16日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 令和5年2月27日（月） 午前11時
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午前11時0分 開会

出席議員 18名

1番	北谷悌邦	12番	井上弘志
2番	竹内俊彦	15番	三木卓
3番	大浦澄子	16番	富田修司
4番	鎌田基志	17番	井下良雄
5番	井上孝志	18番	宮本隆
8番	楠井常夫	19番	河野雅廣
9番	寿賀崎久	20番	眞鍋籌男
10番	篠原和代	21番	古川幸義
11番	高嶋正朋	22番	白川皆男

欠席議員 4名

6番	川田匡文	13番	浜口恭行
7番	加藤正員	14番	木場隆司

出席関係者

広域連合長	大西秀人	事業課給付第一 グループリーダー	佐々木理恵
副広域連合長	大山茂樹	事業課給付第二 グループリーダー	大西浩之
副広域連合長	谷川俊博	事業課保健事業 グループリーダー	桑原利枝
事務局長	合田磨	議会事務局長	川野祥靖
事業課長	新開美沙子	議会事務局次長	高田章弘
事業課資格管理・保険料 グループリーダー	植松明広	議会事務局書記	古川智江

議 事 日 程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期決定について

日程第 3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号から議案第 10 号まで

議案第 1 号 令和 4 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 1 号)

議案第 2 号 令和 4 年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 3 号 令和 5 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 4 号 令和 5 年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計予算

議案第 5 号 香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律
施行条例の制定について

議案第 6 号 香川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等
の一部改正について

議案第 7 号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部改正について

議案第 8 号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について

議案第 9 号 専決処分の承認について (令和 4 年度香川県後期高齢者医療
広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号))

議案第 10 号 香川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画について
(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 議員提出議案第 1 号

議員提出議案第 1 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保
護に関する条例の制定について

(趣旨弁明・質疑・討論・採決)

日程第 6 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙に
ついて

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第10号まで

日程第5 議員提出議案第1号

日程第6 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（鎌田基志君）これより令和5年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付してあるとおりであります。



日程第1 議席の指定

○議長（鎌田基志君）それでは、まず日程第1 議席の指定を行います。

観音寺市議会から選出されていた詫間茂君が昨年11月29日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同議会から選出されました篠原和代君の議席は10番に、また、任期満了に伴う議員選挙が行われました多度津町議会から2月20日をもちまして選出されました古川幸義君の議席は21番に、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（鎌田基志君）次に日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において8番楠井常夫君及び20番眞鍋壽男君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申しあげます。

次に、職員に報告させます。

事務局長。

〔議会事務局長（川野祥靖君）議案第1号から議案第10号まで及び議員提出議案第1号の議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で、諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第1号から議案第10号まで

○議長（鎌田基志君）次に、日程第4 議案第1号から議案第10号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の令和5年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申しあげます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行い、不用額が生じる見込みがあるものうちから、補正することが適当と判断されるものを対象としたものでございます。

まず、議案第1号令和4年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」では、被保険者証・減額認定証作成業務委託料などにおきまして、当初の見込みを下回ったことや、社会保障・税番号制度関連業務におきまして、当初の見込みを下回ったため、減額補正す

るものでございます。

第3款「民生費」では、制度説明用小冊子などの印刷代、重複・頻回受診者訪問指導事業費及び服薬指導事業費、保健事業と介護予防の一体的実施を行う市町への委託事業費などが、それぞれ当初の見込みを下回ったことから、減額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の概要でございまして、今回の補正では、予算現額から9,922万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算を8億1,984万1,000円とするものでございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第4款「繰入金」では、特別調整交付金繰入金を、第6款「諸収入」では雑入をそれぞれ減額補正するほか、第5款「繰越金」では、前年度の決算剰余金による繰越金を増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第2号令和4年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございしますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」の第1項「療養諸費」では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、療養給付費等が当初の見込みを下回ることから、減額補正するものでございます。

また、第2項「高額療養諸費」では、窓口負担2割の導入に伴う配慮措置の実施により、高額療養費が当初の見込みを上回ったこと等から、増額補正するものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、拠出金の確定額が、当初の見込みを上回ることから、増額補正するものでございます。

また、第6款「諸支出金」の第1項「償還金及び還付加算金」では、療養給付費の過年度分の精算において、超過額が生じたことから、国庫負担金等を返還するため、増額補正するものでございます。

また、第2項「繰出金」では、一般会計の民生費において、事業費が当初の見込みを下回ることから、一般会計繰出金を減額補正するものでございます。

以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございまして、今回の補正では、18億5,667万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算を1,544億2,188万4,000円とするものでございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」第1項「市町負担金」を減額補正し、また、療養給付費が当初の見込みを下回ることなどから、第2款「国庫支出金」第1項「国庫負担金」を減額補正するとともに、第2項「国庫補助金」では、普通調整交付金や健診事業費補助金が、当初の見込みを下回ることなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「県支出金」では、県負担金を、第4款「支払基金交付金」では、後期高齢者交付金を減額補正し、第8款「繰入金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度の決算剰余金による繰越金を、それぞれ増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号及び議案第4号の新年度予算案でございますが、令和5年度の予算編成に当たっては、医療技術の高度化や高齢化の更なる進展により、医療費の上昇が予想されることも踏まえ、将来にわたって、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう、医療の確保に努めるとともに、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

まず、議案第3号令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬などのほか、議会の運営等に要する経費として、120万1,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、派遣職員に係る給与費や負担金、会計年度任用職員の報酬を始め、被保険者証等の更新に伴う通信運搬費のほか、広域連合電算処理システム等の運用及び5年度に予定されるシステムの更改に要する経費を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬等を、合わせて、7億3,936万4,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、特別対策事業費として、懇話会開催経費や、ジェネリック医薬品推進事業などの医療費適正化に係る経費、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費等を、合わせて、3億916万1,000円を計上したものでございます。

以上、一般会計予算総額は、10億5,022万6,000円となり、令和4年度当初予算に比べ、金額で1億3,115万8,000円、率にして14.3%の増となった次第でございます。

す。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第4款「繰入金」では、特別会計からの繰入金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第4号令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます、療養給付費負担金及び療養費負担金を始め、審査支払手数料等を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金等を、合わせて1,551億812万8,000円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費による財政影響を緩和する事業への拠出金として、7,010万円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施する経費のほか、75歳と80歳の被保険者を対象に実施する歯科健診の経費として、8億3,272万円を計上したものでございます。

また、第5款「基金積立金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金積立金、1,410万円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻す過年度分の保険料等の経費や、支払基金交付金の返還金を、第2項「繰出金」では、特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費を、合わせて、13億2,274万4,000円を計上したものでございます。

以上、特別会計の予算総額は、1,573億4,010万2,000円となり、令和4年度当初予算に比べ、金額で48億889万1,000円、率にして3.2%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金などを、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金などを、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」では、この共同事業交付金などを充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

ます。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、本広域連合における個人情報に関する事務が、令和5年4月1日から同法の適用対象となることに伴い、同法の範囲内で許容された本広域連合独自の保護措置を定める等のため、制定するものでございます。

次に、議案第6号香川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部改正でございますが、地方公務員の定年の引上げ、及びこれに伴う地方公務員法の一部改正等に伴い、改正するものでございます。

次に、議案第7号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、改正するものでございます。

次に、議案第8号香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございますが、香川県中部広域競艇事業組合が、令和5年4月1日から、香川県中部ボートレース事業組合に名称を変更することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、香川縣市町総合事務組合規約の変更に係る、関係地方公共団体の協議が必要となったため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号「専決処分の承認について」でございますが、葬祭費及び傷病手当金の申請件数の増加に伴い、予算の不足が見込まれることから、早急に予算を補正する必要を生じたので、令和4年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、去る1月12日に専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

次に、議案第10号香川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画についてでございますが、後期高齢者医療事務を総合的かつ計画的に実施するため、広域連合と広域連合を組織する関係市町の処理する諸事務を定めるとともに、住民に対し広域連合の目標や事務処理の方針を明確に示す必要性から、地方自治法において広域計画の作成が義務づけられているものでございまして、平成30年度に策定いたしました現計画の期間が、今年度末で満了することに伴い、令和5年度からの5年間を計画期間とした、第4次広域計画を策定するものでございます。

以上、提出議案の概要を御説明申しあげましたが、何とぞよろしく御審議をいただ

きまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号令和4年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和4年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決

されました。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号香川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号香川縣市町総合事務組合格約の一部変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号専決処分の承認について（令和4年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案は、これを承認することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第9号はこれを承認するこ

とに決定しました。

次に、議案第 10 号香川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。



日程第 5 議員提出議案第 1 号

○議長（鎌田基志君）次に、日程第 5 議員提出議案第 1 号香川県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の趣旨弁明を求めます。

3 番 大浦澄子君。

〔3 番（大浦澄子君）登壇〕

○3 番（大浦澄子君）議員提出議案第 1 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提出者を代表して私から趣旨弁明を申し上げます。

御承知の通り、一昨年、国は、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の規定や、運用の相違による保護水準の不均衡を是正するなどのため、「個人情報の保護に関する法律」の改正を行いました。これによりまして、今後は、本広域連合も含め、地方公共団体においては、個人情報に関する事務が、条例ではなく、法の直接適用を受けるようになります。

しかしながら、改正後の法では、地方公共団体の議会は、その適用範囲から除外されており、このままでは、本広域連合議会には、個人情報に関する規定が存在しないこととなりますので、本広域連合議会の有する個人情報について、これまで通りの適切な取り扱いを維持するため、「香川県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」を制定するものでございます。

また、条例の内容等でございますが、パブリックコメントを実施した上で、お手元に配布しております文案でまとまりましたので、本日、議員提出議案として提出させていただきますのでございます。

なお、本条例の構成や条文等の内容につきましては、改正後の「個人情報の保護に関する法律」との整合性を勘案し、基本的には同法の各条文に対応したものとしております。

それでは、条例の内容等を、順に説明させていただきます。

まず、第1章、総則では、目的・定義・議会の責務を定めておりまして、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に、議会はその保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとしております。

次に、第2章、個人情報等の取り扱いでは、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、従事者の義務、利用及び提供の制限等について定めております。

次に、第3章、個人情報ファイルでは、議会が保有している個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めております。

次に、第4章、開示、訂正及び利用停止のうち、第1節、開示では、保有個人情報の開示手続等について、第2節、訂正では、保有個人情報の内容が事実ではないときの訂正請求手続等について、第3節、利用停止では、利用停止請求手続等について、第4節、審査請求では、審査請求があった際の審査会への諮問等について定めております。

次に、第6章、罰則では、職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合等の罰則について定めております。

なお、条例の施行については、令和5年4月1日から施行することといたします。

以上で趣旨弁明を終わりますが、何とぞ満場の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で、提出者の趣旨弁明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより議員提出議案第1号香川県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。



日程第6 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第6 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件については、3月28日をもって香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了することから、この際その選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、井上悟氏、森本恵美子氏、山崎数則氏、岡久美子氏を、また、同補充員に戸城廣美氏、谷澤満廣氏、橋田行子氏、綾野敏幸氏をそれぞれ指名いたします。

なお、補充の順位は、指名の順位のとおり定めることにいたします。

お諮りいたします。

ただいま 議長において指名いたしました方々を、香川県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めること、並びに補充の順位に御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が、香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。また、補充の順位は、指名の順位のとおり定めることに決定いたしました。

なお、ただいま選挙いたしました香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の任期については、現委員の任期満了の翌日、すなわち3月29日から始まることとなりますので、念のため申し添えておきます。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言御挨拶を申しあげます。

初めに、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜りましたこと、まことにありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、令和2年1月に、国内で初めて感染者が確認されてから、早3年以上が経過をいたしました。本年1月に県内の過去最高となる、3,211人を記録した1日の新規感染者数も、現在は、減少傾向にあり、比較的落ち着いているものと存じます。

一方、後期高齢者医療制度を取り巻く現状といたしましては、昨年10月1日に、現役並み所得者を除き、一定以上の所得のある方の窓口負担割合を2割とする制度が導入されたところでございます。また、後期高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方についての見直しの議論を受け、後期高齢者の医療保険料の段階的引上げなどを盛り込んだ医療保険制度改革が議論されているところでございます。

今後、本広域連合といたしましても、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などの保健事業の取組を通じて、健康寿命の延伸を図るとともに、医療費適正化の推進にも取り組んでまいりますほか、被保険者の方々が安心して地域で必要な医療を受け

られるように、国や県、各市町等とも緊密に連携を図りながら、本制度の円滑かつ効果的な事業運営に配慮してまいりたいと存じます。

どうか議員の皆様方におかれましては、本広域連合に対しまして、より一層の御理解と御協力を賜りますよう切にお願いを申しあげまして、誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。



○議長（鎌田基志君）これにて、令和5年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

午前 11 時 38 分 閉会

会議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 楠 井 常 夫

議 員 眞 鍋 籌 男